

# 浄化槽の「定期検査」

毎年

受けていますか？

## 法律の義務です

- ・浄化槽法で毎年の受検が義務付けられています
- ・保守点検、清掃、定期検査をそれぞれ行うことが必要です

保守点検や清掃では  
行わない水質検査を  
計量法に基づき行います

## 受けないと、どうなるのですか？

浄化槽法による行政処分を受け、命令に従わない場合は罰則を受けることがあります。

指導等

法第12条の2  
第1項

勧告

法第12条の2  
第2項

命令

法第12条の2  
第3項

罰則

30万円以下の過料  
法第66条の2

定期検査を受けなくてよいという事業者は **悪質な事業者** です！

## お申し込み先

一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会

(埼玉県知事指定)

さいたま市北区土呂町1-50-4

電話 048-778-8700

FAX 048-778-8740



- ・電話かFAXでお申し込みください。(FAXは、裏面の申込用紙をご使用下さい)
- ・ホームページ <http://www.saitama-kankyo.or.jp/houtei.html>

法律に関するお問い合わせ先

平日9:00~17:00



埼玉県中央環境管理事務所 ☎ 048-822-5199

条例により浄化槽保守点検業者は定期検査の未受検者への通知が義務付けられています。

# FAX 申込用紙

埼玉県環境検査研究協会 あて  
FAX番号 048-778-8740

電話でも受け付けます！  
☎048-778-8700

浄化槽法に規定する「水質に関する検査」を申し込みます。

検査の種類		定期検査（浄化槽法第11条第1項）	
依頼者	住所	〒	
	フリガナ 氏名	印	
	連絡先	電話	FAX
浄化槽情報	設置場所 住所	〒 上記住所と同じ場合の記入は不要です	
	施設名 (マンション・店舗等)		
	処理方法及び人槽	単独処理 ・ 合併処理	人槽

※ 赤線の枠内をご記入ください。

継続依頼(申し込み)します。

□に✓印をご記入いただければ  
次回からの申し込み手続きが省けます。

## ◆定期検査には、手数料がかかります (浄化槽の大きさにより金額が異なります)

浄化槽の 大きさ	10人槽以下 (一般家庭)	11~20人槽	21~50人槽	51~300人槽	301~500人槽	501人槽以上
検査手数料 (非課税)	5,000円	7,000円	10,000円	13,000円	15,000円	32,000円

- この「定期検査」のお申し込みは、保守点検業者が代行できる場合があります。
- まずは保守点検業者の方にご相談ください。